

諮問番号 令和８年度諮問第１号

答申番号 令和８年度答申第１号

答 申 書

審査請求人 個人 １名

審査庁・処分庁 東松山市教育委員会 教育長 吉澤 勲

審査請求人が令和７年７月１８日付けでした審査請求に関し、審査庁が令和８年４月２２日付けでした諮問について、次のとおり答申をする。

第１ 結論

本件審査請求を棄却するとの裁決をすべきである。

第２ 事案の概要

１ 事案の要旨

本件は、審査請求人が、東松山市教育委員会（以下「市教委」という。）が保有しているとする公文書について、令和７年７月１日付けで東松山市情報公開条例（平成１５年東松山市条例第２８号。以下「条例」という。）第５条の規定による開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をしたところ、審査庁かつ処分庁である教育長が、同月１１日付けで、当該公文書のうち一部については条例第８条第１項及び第１１条第１項の規定による部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）をし、その余の公文書についてはこれを市教委が保有していないことを理由として同条第２項の規定による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）をしたので、審査請求人が、本件不開示決定は違法又は不当であると主張して、本件不開示決定の取消しを求める事案である。

２ 前提事実

以下の事実は、審査請求人と処分庁との間に争いがない等の理由により、本件の前提事実として認められる。

（１）当事者

ア 審査庁及び処分庁は、市教委の教育長であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 25 条第 1 項及び東松山市教育委員会事務委任規則（昭和 29 年東松山市教育委員会規則第 4 号）第 2 条の規定により、市教委から条例に基づく事務を委任された者である（以下、行為の主体・客体の表現としては、当該行為の性質に従い、単に「審査庁」又は「処分庁」という。）。

イ 市教委は、東松山市に置かれた地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 1 項に規定する執行機関であるとともに、条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関である。

ウ 市教委には、地教行法第 17 条第 1 項に規定する事務局として、学校教育部が置かれ（東松山市教育委員会事務局組織規則（平成 7 年東松山市教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 1 号）、学校教育部には、教育総務課及び学校教育課が置かれている（同規則第 3 条第 1 項）。

なお、本件においては、教育長の事務のうち、審査庁としてのものを教育総務課が、処分庁としてのものを学校教育課が担当している。

エ 以下において登場する松山中学校とは、東松山市が設置する市立中学校である（東松山市立小・中学校設置条例（昭和 39 年東松山市条例第 20 号）第 1 条、第 2 条第 2 項及び別表第 2 の 1 の項）。松山中学校は、市教委が所管している（地教行法第 32 条本文）。

オ 以下において登場する P T A とは、昭和 22 年に文部省（当時）が「父母と先生の会—教育民主化のために—」と題する P T A 結成の手引書を作成し、設置を奨励したことを発端に、全国の学校を単位として保護者及び教職員により結成された組織であり、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条において「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定義されるところの社会教育関係団体である。

(2) 事実の経過

ア 令和 7 年 5 月 17 日、審査請求人は、東松山市長に対し、「団地共益費による P T A 会費支出および違法徴収慣習の是正並びに返還請求に関する要望書」を提出した（弁明書添付書類(1)）。

イ 令和 7 年 6 月 9 日付けで、東松山市長は、審査請求人に対し、前記アの文書に対する回答として、「要望書について（回答）」を送付した（弁明書添付書類(2)、反論書甲第 4 号証）。

ウ 令和 7 年 6 月 13 日、審査請求人は、東松山市学校教育部学校教育課長に対し、「松山中学校 P T A 組織及び個人情報取扱いに関する緊急照会書」を提出した（弁明書添付書類(3)）。

エ 令和 7 年 7 月 1 日、審査請求人は、東松山市長に対し、「公文書開示請求書」を提出することにより本件開示請求をした（別紙 1 及び弁明書添付書類(4)）。本件開示請求に係る事案は、文書の性質に鑑み、市教委に移送された。

オ 令和 7 年 7 月 2 日付けで、市教委は、審査請求人に対し、前記ウの照会に対する回答として、「松山中学校 P T A 組織及び個人情報取り扱いに関する緊急照会書の回答について」を送付した（弁明書添付書類(5)）。

カ 令和 7 年 7 月 11 日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件開示請求に応じて、次のとおり処分し、それぞれ審査請求人に通知した。

(ア) 開示を請求された公文書のうち、一部については、「令和 7 年度松山中学校 P T A 総会」と題された文書（別紙 2。以下「松中 P T A 総会資料」という。）を特定し、これについて本件部分開示決定をした（別紙 3。なお、本件の審理手続を終結した時点においては、審査請求人が当該文書の受領のためには来庁していないため、開示は実施されていない。）。

(イ) 開示を請求された公文書のうち、その余のものについては、これを市教委が保有していないことを理由として、本件不開示決定をした（別紙 4）。

キ 令和 7 年 7 月 25 日付けで、松山中学校教頭及び松山中学校 P T A 会長の連名による文書並びに松中 P T A 総会資料が審査請求人に対し交付された（反論書甲第 2 号証。この交付は、本件部分開示決定に基づく手続の外で行われた。）。

3 審査庁による審理手続及び審査会による調査審議の経過

(1) 令和 7 年 7 月 22 日、審査請求人は、審査庁に対し、本件不開示決定の取消しを求めて本件審査請求をした（本件審査請求のために提出された「情報公開審査請求書」は同月 18 日付けとなっているが、その提出は、同月 22 日にされた。）。

- (2) 令和7年8月22日、処分庁は、弁明書を作成した。同日付けで、審査庁は、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出すべき期間を同年9月22日までと定めた旨を通知した。
- (3) 令和7年8月29日、審査請求人は、審査庁に対し、反論書を提出した。
- (4) 令和7年9月29日付けで、審査庁は、審査請求人に対し、「口頭意見陳述の申立てについて」と題した文書を送付することにより、口頭意見陳述の申立てに係る手続を教示した。
- (5) 令和7年10月3日、審査請求人は、審査庁に対し、口頭意見陳述の機会を自らに与えるよう申し立てた。
- (6) 令和7年10月9日付けで、審査庁は、審査請求人に対し、口頭意見陳述の期日及び場所を指定した旨を通知した。
- (7) 令和7年10月20日、審査庁は、口頭意見陳述を実施した。出席者、陳述の概要並びに処分庁に対する質問及びその回答は、口頭意見陳述の記録である「口頭意見陳述聴取結果記録書」のとおりである（なお、この記録書は同年12月19日付けで審査庁が審査請求人に対し送付した。）。
- (8) 令和8年2月26日、審査庁は、審理手続を終結した。また、同日付けで、審査請求人に対し、その旨を通知した。
- (9) 令和8年4月22日、審査庁は、東松山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件について諮問をした。
- (10) 令和8年5月28日、審査会は、会議を開催し、調査審議をした。

4 本件の論点

本件の論点は、本件不開示決定時において、市教委が、本件不開示決定に係る「公文書不開示決定通知書」（別紙4）中「開示請求に係る公文書の名称又は内容」欄の(1)に記載された公文書（以下「本件公文書1」という。）、同欄の(2)に記載された公文書（以下「本件公文書2」という。）及び同欄の(3)に記載された公文書（以下「本件公文書3」という。）（以下「本件各公文書」と総称する。）を保有していたと認められるか否かである。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 東松山市と松中PTA及び松中地区PTAとの関係性について

(1) 審査請求人の主張の要旨

市教委は、東松山市が東松山市PTA連合会（以下「市P連」という。）に、市P連が松山中学校PTA（以下「松中PTA」という。）に、松中PTAが松山中学校地区PTA（以下「松中地区PTA」という。）に、それぞれ補助金を交付していることを認めている。そうすると、これらの補助金は税を原資としたものといえることができる。よって、市教委は、当該補助の相手方に関する情報として本件各公文書を保有しているはずである。（審査請求書4(1)、反論書3(1)及び(3)並びに口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」1）

(2) 処分庁の主張の要旨

争う。松中PTA及び松中地区PTAはそれぞれ任意団体であり、任意団体間の補助金の交付について、東松山市が関与及び把握をする必要はない。

また、審査請求人の主張のうち、東松山市が松中PTA及び松中地区PTAに対して税を原資とした補助をしているという部分については、当たらない。特に松中地区PTAについては、東松山市が補助金を交付している相手方である市P連は、松中PTAに対して補助金を交付するに当たり、当該補助金の使用目的として、PTAが主催する講演会や日本スリーデーマーチに補助役員として従事してもらうといった特定の目的を定めており、その目的の中には松中地区PTAへの補助は含まれていない。そうである以上、松中PTAの松中地区PTAに対する補助金の交付は、東松山市からの補助金が原資であるとはいえず（もし原資であるというなら、前記の目的に反する行為となってしまう。）、よって、東松山市が松中地区PTAを補助しているということもできない。

（弁明書5(1)及び口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」4）

2 松中PTAと松中地区PTAとの関係性について

(1) 審査請求人の主張の要旨

松中地区PTAは松中PTAの内部組織・下部組織である。その理由は、次のとおりである（反論書3(2)及び(3)並びに口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」2）。

ア 松中PTA総会資料中の「松山中学校PTA運営組織図」において、内部組織として「地区P委員会」と記載されている。なお、「地区P委員会」の記載が地区PTAそれ自体のことではなく、地区PTAの代表者からなる委員会である。

あるという処分庁の主張が真実であるとしても、結論を左右しない。

イ 令和7年7月25日付け文書（反論書甲第2号証）でも「松山中学校PTAの組織として地区委員会を廃止する。」と記載されているところ、別組織であるならば廃止することができるはずはない。

(2) 処分庁の主張の要旨

争う。松中PTAの会則に「地区委員長会は各地区PTAの委員長をもって構成し、必要な事項を協議する。」とある（松中PTA総会資料中「松山中学校PTA会則」第26条）。前記(1)アの「地区P委員会」は、この「地区委員長会」のことであり、前記(1)イの記載も、この「地区委員長会」を廃止することを働き掛けるとしたもので、松中地区PTAを廃止するとしたものではない。（口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」2）

3 説明責任について

(1) 審査請求人の主張の要旨

処分庁は条例が求める説明責任を果たしていない（審査請求書4(2)、反論書3(3)及び口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」3）。

(2) 処分庁の主張の要旨

争う（弁明書5(2)及び口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」3）。

第4 理由

1 東松山市情報公開条例における「公文書」について

条例第2条第2項において、「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとされている。そして、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができる」ことになっている（条例第5条）。

また、「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示

決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負う」と考えられている（最高裁平成24年（行ヒ）第33号同26年7月14日第二小法廷判決・裁判集民事247号63頁（以下「最判平成26年」という。）参照）。最判平成26年によれば、その立証責任の判断に当たっては、「ある時点において当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合において、不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきもの」とされている。この最判平成26年の考え方は、本件においても妥当するものと考えられる。

2 審査請求人の主張の当否について

(1) 東松山市と松中PTA及び松中地区PTAとの関係性について

審査請求人は、東松山市が市P連に、市P連が松中PTAに、松中PTAが松中地区PTAに、それぞれ補助金を交付していることを処分庁が認めている旨、これらの補助金は税を原資とするものであるから、補助金の支出先である松中地区PTAに関する会則等の基本的な情報を記録した文書を保有している旨主張する（審査請求書4(1)等）。

しかし、この点について処分庁は、松中PTA及び松中地区PTAは、それぞれ任意団体であり、任意団体間の補助金の交付について、東松山市が関与及び把握をする必要性はないと主張している（弁明書等）。その上で、処分庁は、東松山市が補助金を交付している相手方である市P連は、松中PTAに対して補助金を交付するに当たり、当該補助金の使用目的として、PTAが主催する講演会や日本スリーデーマーチに補助役員として従事してもらうといった特定の目的を定めており、その目的の中には松中地区PTAへの補助は含まれておらず、そうである以上、松中PTAの松中地区PTAに対する補助金の交付は、東松山市からの補助金が原資であるとはいえない旨を主張している（弁明書5(1)及び口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」4）。そこで、令和7年3月27日付け社会教育関係団体事業実績報告書（別紙5）添付の社会教育関係団体事業補助金精算書を見ると、東松山市から市P連に「助成金」名目で補助金（書類上

の名目にかかわらず、以下統一して「補助金」という。)が支出されていることが分かるものの、市P連からの「講演会助成金」の支出の目的は、「単P講演会助成」等となっている。松中PTAも、市P連から「令和6年度単P講演会等助成金として」1万5,000円の補助金を受け取っている(同報告書添付の領収書)。しかし、当該補助金がその後、松中PTAから松中地区PTA自体へ渡っていることを示す資料は存在しない。そうすると、東松山市と松中PTA及び松中地区PTAとの関係が、審査請求人の主張するような関係にあると直ちに認めることはできない。

(2) 松中PTAと松中地区PTAとの関係性について

審査請求人は、松中地区PTAは松中PTAの内部組織・下部組織であると主張している(反論書3(2)及び(3)、口頭意見陳述聴取結果記録書等)。しかし、以下の諸点に鑑みれば、松中地区PTAが松中PTAの内部組織・下部組織であるということとはできない。

まず、松中PTA総会資料中の「松山中学校PTA運営組織図」に「地区P委員会」と記載があることをもって、松中地区PTAが松中PTAの内部組織・下部組織であることを示すというのは、審査請求人の憶測の域を出ないものといわざるを得ない。松中PTAの会則には、「地区委員長会は各地区PTAの委員長をもって構成し、必要な事項を協議する。」(第26条)とあり、地区P委員会とはこの「地区委員長会」を意味していると解されるところ、これは、各地区PTAの代表者が出席して運営等について協議する機関にすぎず、そのことをもって、松中地区PTAが松中PTAの内部組織・下部組織であると決め付けることはできない。

次に、金銭の支払関係について見ると、松中PTAの会則によれば、会費は一家庭月額200円(年額2,400円)である(第10条)。松中PTA総会資料中にある「令和7年度PTA一般会計予算(案)」を見ても、会費2,400円以上の一般家庭の会員の負担は認められない。松中PTAは、主として会員の会費を基に運営されており、松中地区PTAから松中PTAへの金銭の支払は存在しない。また、領収証(弁明書添付書類(1))によれば、●●自治会が2,500円を支払った相手は、松中地区PTAの●●氏であり、松中PTAに支払ったと直ちに理解できる資料とはいえない。さらに、支払の名目が「助成金として

（５名分）」とされており、その支払の名目から、松中ＰＴＡへ支払われる金銭であることがわかるものでもない。松中地区ＰＴＡが独自に助成金を集めたことを示す資料と見るのが自然である。

さらに、審査請求人は、令和７年７月２５日付け文書（反論書甲第２号証）において、「松山中学校ＰＴＡの組織として地区委員会を廃止する。」と記載されているところ、別組織であるならば廃止することができるはずはないと主張する（反論書３(2)）。しかし、その一方で、同文書においては「今回のことは、松山町地区ＰＴＡとしての話であり、松山中学校ＰＴＡとは関係がない案件であることを重ねてお伝えいたします。」とも記載されており、この記載は、両団体が別組織であることを筆者が前提としていたとも解することができる。そうした記載がある同文書の「松山中学校ＰＴＡの組織として地区委員会を廃止する。」との記載については、口頭意見陳述において処分庁が説明したとおり、松中ＰＴＡの組織の中にある地区Ｐ委員会を廃止するように働き掛けるということを説明した文章として解することもできる。

以上のことと処分庁の主張とを総合すれば、審査請求人が提出した資料から直ちに松中地区ＰＴＡが松中ＰＴＡの内部組織・下部組織であるとの結論が導かれるとは評価できない。

(3) 説明責任について

審査請求人は、処分庁は条例が求める説明責任を果たしていない（審査請求書４(2)、反論書３(3)及び口頭意見陳述聴取結果記録書中「口頭意見陳述の概要」３）と主張する。しかし、処分庁は、必要に応じて審査請求人に書面等で回答を行っている。その上、口頭意見陳述聴取結果記録書に記載されているとおり、審査請求人の求めに応じて説明を行っている。また、令和７年７月２５日付けで、松山中学校教頭及び松中ＰＴＡ会長の連名による文書並びに松中ＰＴＡ総会資料が審査請求人に対し交付されている（反論書甲第２号証。なお、この松中ＰＴＡ総会資料の交付は、本件部分開示決定に基づく手続の外で行われたものである。）。このように、処分庁は、審査請求人の求めに応じて、資料の交付や、口頭意見陳述の場での説明等をしている。このような状況に鑑みると、処分庁は条例の求める説明責任を果たしたものと考えられる。

3 処分庁の主張（本件不開示決定において提示された理由を含む。）の当否について

て

処分庁は、本件不開示決定時において市教委が本件各公文書を保有していなかったと主張している（弁明書等）。

その理由として本件不開示決定で示されたところによると、まず、本件公文書1（組織の特定に関する文書）については、松中地区PTAに関する資料及び松中PTAの連絡先が記載されている役員名簿を東松山市において保有していないためとすることである。本件においては、松中地区PTAが松中PTAの内部組織・下部組織であるということはできず、松中PTA及び松中地区PTAはそれぞれ任意団体であり、任意団体間の補助金の交付について、東松山市が関与及び把握をする必要はないとの主張には不自然さや不合理さは認められない。そして、この主張を覆すような資料は本件において提出されておらず、処分庁の主張に誤りがあるとまではいえない。

また、本件公文書2（個人情報の不正取得に関する文書）については、市教委（松山中学校を含む。）は、個人情報をPTA関連団体に提供しておらず、このことに係る公文書が存在していないためとしている。松中地区PTAは任意団体であり、地区の子ども会に該当するような団体にすぎない。そうした団体に対して、市教委が、生徒・保護者の個人情報を提供することは通常考えられない。市教委が個人情報を漏らしたという事案が発生し、その調査が行われたという事情があるのであれば格別、本件ではそうした状況にはなく、本件公文書2が存在する根拠が薄いと考えられる。この点の処分庁の説明についても不自然さや不合理さは認められない。

さらに、本件公文書3（違法な金銭徴収に関する文書）については、東松山市はPTA関連団体による金銭徴収を把握しておらず、このことに係る公文書が存在しないためとしている。松中地区PTAが内部でどのように金銭徴収をしているのかは、当該団体の内部の問題であると考えられ、東松山市が当該団体内部の取決め等を把握している必要があるとは直ちに認められない。処分庁の説明についても、不自然さや不合理さは認められない。

4 立証責任に関する最判平成26年の判断枠組みに照らした検討

また、本件を審査請求人の立証責任の面から検討した場合でも、最判平成26年の挙げる基準は満たしていないので、この観点からも、審査請求人の主張を受け入

れることはできない。最判平成２６年の考え方に照らすと、審査請求人の立証責任の判断に当たっては、「ある時点において当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合」であることが前提となるが、ある時点において市教委の職員が本件各公文書を作成し、又は取得していたことを示す資料は存在しない。仮に、これを満たすものと考えた場合であっても、「不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきもの」とされているところ、松中地区PTAは松中PTAの内部組織・下部組織であるということとはできず、松中PTA及び松中地区PTAはそれぞれ任意団体である等といった状況に鑑みると、市教委が本件不開示決定時において本件各公文書を保有していたといえるのか疑問が残る。

例えば、東松山市が、通常の業務の中で、任意団体である松中地区PTAの会則等が記載された文書（本件公文書１）を取得する必要があるとは認められない。この点、審査請求人は、東松山市からの補助金が松中PTA、更に松中地区PTAに渡っており、そのため東松山市は松中地区PTAの会則等が記載された本件公文書１を保有している旨主張する。しかし、普通地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるとされているものの（地方自治法第１９９条第７項）、この監査は、間接補助の対象者に対してはすることができないとされている（別紙６）。もっとも、間接補助の対象者に対してであっても、同法第２２１条第２項の規定によれば、普通地方公共団体の長がその状況を調査し、又は報告を徴することはできるとされているものの（別紙６）、本件においてその権限を行使する具体的な必要性が生じた事実を認めるに足る証拠はない。

また、東松山市が、生徒・保護者の個人情報を任意団体である松中地区PTA団体へ提供することがあったとする根拠が薄いといわざるを得ない。東松山市が、その職員等による情報漏洩問題が発覚したために調査を行った等の事情があるのであれば、東松山市が当該行為について記載した文書（本件公文書２）を取得する必要

性が認められるかもしれないが、そのような状況にあったという事情も存在しない。

さらに、東松山市は、任意団体である松中地区PTAへ補助金を交付しておらず、当該団体を調査する状況にもなく、本件公文書3を取得する必要性が認められない。

このように、本件を審査請求人の立証責任の問題から捉えたとしても、最判平成26年の基準を満たしていないと考えられる。

5 結語

以上のとおり、各証拠、本件各公文書の内容や性質等から検討しても、市教委が本件不開示決定時において本件各公文書を保有していたことを示すような資料の存在は認められない。そこで、前記第1の結論のとおり判断する。

東松山市行政不服審査会

委員（会長） 森 稔樹

委員 大谷 賢市

委員 竹中 宏明

各別紙 省略